解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月二十九日開催の理事会及び評議員会の決議並びに平成二十二年二月四日付文部科学大臣の認可により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
北海道帯広市稲田町（帯広畜産大学事務局内）
財団法人帯広畜産大学後援会
代表清算人　西佐古　求

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年八月二十九日開催の社員総会の決議及び平成二十二年三月二十九日岩手県知事へ解散届けを提出し解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
岩手県宮古市西が丘三丁目三番八号
特定非営利活動法人東・源・郷ネットワーク
清算人　菊地　幸得

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十日開催の臨時理事会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
秋田県秋田市八橋南一丁目一番三号
社会福祉法人秋田県小児療育事業団
清算人　堀井　啓一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月二十八日開催の社員総会の決議により、平成二十二年四月三十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
東京都練馬区田柄二丁目三六番五号
特定非営利活動法人生き生き村
清算人　門脇榮美子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
新潟県柏崎市学校町三番六号
医療法人博愛会
代表清算人　伊藤　肇

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月八日開催の理事会の決議並びに平成二十二年三月十七日の愛知県知事の認可により、設定した存続期間の満了により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十七日）の翌日から本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
名古屋市南区元塩町三丁目一番地一
財団法人社会福祉ひろめ会
代表清算人　鈴木　清覺

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年四月二十二日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
広島県東広島市高屋町貞重一一三五番地
東広島市貞重土地改良区
清算人代表　中村　利之

解散公告（第三回）

当法人は、理事会の決議により平成二十二年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
徳島県徳島市幸町三丁目六一番地
財団法人好生社
代表清算人　川島　周

配当公告

福島県郡山市並木二丁目三番地の三
破産者　有限会社マシコ

右の者に対する福島地方裁判所郡山支部平成二十一年（フ）第一〇八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金七四、七〇二、五五〇円
一、配当することのできる金額
金二七、五六一、四八〇円
平成二十二年五月二十一日
福島県郡山市麓山一丁目七番一六号
破産管財人　渡邊　真也

配当公告

福島県福島市御山字中屋敷七〇番地の一〇
破産者　株式会社すげの化成

右の者に対する福島地方裁判所平成二十一年（フ）第一九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金九一、五九四、八五四円
一、配当することのできる金額
金一七、三六一、三七一円
平成二十二年五月二十一日
福島県福島市五老内町六番九号
破産管財人　鈴木　芳喜

配当公告

名古屋市天白区高島一丁目一五〇八番地
破産者
株式会社ＮＡＭｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第三二五九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二二四、九二〇、九六二円
一、配当することのできる金額
金一二、五〇七、三五四円
平成二十二年五月二十一日
名古屋市中区丸の内三丁目二番二九号ヤガミビル七階
破産管財人　増田　卓司

配当公告

愛媛県四国中央市川之江町二五二九番地の二
一七　破産者　株式会社サンワ

右の者に対する松山地方裁判所西条支部平成二十年（フ）第二八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金五、〇一五、八六一円
一般債権　金四三五、二八五、八三二円
一、配当することのできる金額
優先債権　金五、〇一五、八六一円
一般債権　金三一、四四二、八五六円
平成二十二年五月二十一日
愛媛県松山市三番町四丁目七番地七愛媛汽船ビル五階　破産管財人　森本　明宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所札幌市南区石山九三三番地三グリンハイム
被相続人　亡　山中三郎こと　黄　二祚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
札幌市中央区南二条西一二丁目三二三番地一〇クリスタルパレス本館八〇一号えんどう法律事務所
相続財産管理人弁護士　遠藤　雅文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市川目町四二番地、最後の住所岩手県岩手郡岩手町大字川口第四八地割二二番地二八　被相続人　亡　吉田　久人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
岩手県盛岡市菜園一丁目三番六号農林会館六階
相続財産管理人　弁護士　東海林利哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市金成有壁八坂一五〇番地、最後の住所宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島二五五番地　特別養護老人ホーム愛光園
被相続人　亡　熊谷　ソデ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十一日
宮城県栗原市築館薬師四丁目一番一号
栗原ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　久保田恭章